重　要　事　項　説　明　書

地域密着型通所介護サービス

（要介護１～要介護５）

貴方に対する施設介護サービス提供開始にあたり、厚生省令第37号第105条に基づいて、当事業者が貴方に説明すべき事項は次のとおりです。

１．事業者概要

法人名	社会福祉法人　福富会
主たる事務所の所在地	東広島市福富町久芳（くば）３４１６番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長　　川森允見
電話番号	０８２－４３０－１２５０

法人に対し介護保険法令に基づき指定を受けている 地域密着型施設及び居宅介護サービスの種類
特別養護老人ホーム　　神郷の家 通所介護事業所　　神郷の家 短期入所生活介護事業所　神郷の家

２．利用事業所概要

利用事業所の名称	地域密着型通所介護　神郷の家
指定番号	広島県　3472501794 号
利用事業所の所在地	東広島市福富町久芳３４１６番地
電話番号	０８２－４３０－１２５０
通常の事業の実施地域	東広島市福富町
利用定員	１８人

３．事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が通所介護サービスを適切に利用できるように、利用者の心身の状況、置かれている環境や利用者及びその家族の希望等を考えて通所介護計画を作成し、かつ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助を提供します。
運営の方針	１．利用対象となる方は、公的介護保険法のいう要介護認定により要介護度１以上と認定された者をいう。 ２．自らの提供するサービスについては、常にその質の評価を行い、改善していく。さらに、最新の介護技術の習得に努めます。 ３．サービス利用者の希望・目的・心身の状態に応じ、サービス計画を作成し、これを実践します。 ４．サービス利用者及びその家族にサービス内容等について説明する義務を要し、文書により承諾を受けます。 ５．常にサービス利用者の人格を尊重し、必要な場合には社会資源の情報提供・活用に心掛けます。 ６．利用者の個人情報及びサービス利用状況などに関するプライバシーの保護については、許可なく他に漏らすことはありません。

４．利用事業所の職員体制

利用事業所の従業者の職種	員数	勤務体制
生活相談員	３人	介護職員が兼務
介護職員	４人	常勤専従１人　常勤兼務１人　非常勤兼務２人
看護職員	３人	常勤兼務１人、非常勤兼務２人
機能訓練指導員	３人	看護職員が兼務

５．営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日も営業）
営業時間	９：００～１７：００　サービス時間は９：２０～１６：３０
休業日	日曜日　及び　１２月３０日～１月３日まで

６．サービスの概要　　地域密着型通所介護費（所要時間　7 時間以上 8 時間未満）

通所介護サービスの種類	内容・標準的な手順	保険給付適用あるものに○印	時間	単位あたりの利用料金
通所介護３１	（要介護１）	○	7～8 時間	753 単位
通所介護３２	（要介護２）			890 単位
通所介護３３	（要介護３）			1,032 単位
通所介護３４	（要介護４）			1,172 単位
通所介護３５	（要介護５）			1,312 単位
入浴介助加算	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定	○　１回	40 単位	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ		○　１回	22 単位	
レクリエーション等　材料代			実　費	
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		○　１月	所定単位数合計×0.092	
口腔機能向上加算（月２回を限度）		○	150 単位	
中山間地域等のサービス提供加算		○　１日	所定単位数合計×0.05	
食費（昼食）	食事に係る材料費及び調理コスト・特別な食事	１回	６００円	
おむつ代・洗濯代	通所介護利用中に使用するおむつ代・洗濯代 リハビリパンツ S・M リハビリパンツ L・LL 尿取りパット類	洗濯１回（日） １枚 １枚 １枚 １枚 １枚	200 円 S・65 円　M・70 円 L・75 円 LL・82 円 装着と兼用・30 円 装着スーパー・55 円 男性女性用・20 円	

☆上記の表示金額（食費・おむつ代・レクリエーション代除く）は、利用者が負担する料金（介護保険の 1 割）です。1 単位＝10 円で算出した概算料金です。実際には地域区分 7 級地適用により 1 単位＝10.14 円で計算されます。平成 30 年 8 月以降、一定以上の所得のある方は利用者負担が介護保険の 3 割になります。

（2）サービス内容

地域密着型通所介護神郷の家では以下のサービスを行います。

・通所介護計画等のサービス計画の作成
・送迎
・健康チェック
・食事
・入浴
・レクリエーション
・機能訓練
・栄養管理
・口腔衛生管理
・相談援助
・その他

7．利用料金のお支払い方法

ア・指定口座への振込み　　しまなみ信用金庫　西条支店　普通　9682795
　　口座名義　　社会福祉法人　福富会

イ・金融機関口座からの自動引き落としは、所定の用紙の預金口座振り替え依頼書を提出下さい。（用紙は、当施設に準備してあります。）

8．交通費

利用者の居宅が福富町以外は、福富町を越えた地点から、路程1㌔㍍当たり20円徴収しますが、中山間地域等のサービス提供加算を頂く場合は、交通費を徴収しません。

送迎は、ご自宅と事業所までのサービスを行います。

9．キャンセル料

キャンセル料	サービス利用前日17時30分以降のキャンセルについて食費600円を徴収させていただきます。また、利用中の食事キャンセルについても同様に食費600円を徴収させていただきます。

10. 苦情申立窓口

利用者相談窓口	利用時間：平日　午前9時～午後6時（12月30日～1月3日除く） 利用方法：電話　　０８２－４３０－１２５０ 相談窓口：生活相談員（井口）

東広島市 介護保険課	所在地　：東広島市西条栄町８番 29 号 利用時間：平日　午前８時３０分～午後５時１５分 利用方法：電話　　０８２－４２０－０９３７
広島県国民健康保険団体連合会	所在地　：広島市中区東白島町 19 番 49 号 利用時間：平日　午前８時３０分～午後５時１５分 利用方法：電話　　０８２－５５４－０７８３
広島県福祉 サービス運営 適正化委員会	所在地　：広島市南区比治山本町 12-2 利用時間：平日　午前８時３０分～午後５時 利用方法：電話　　０８２‐２５４‐３４１９

11．苦情申立に関する処理方法

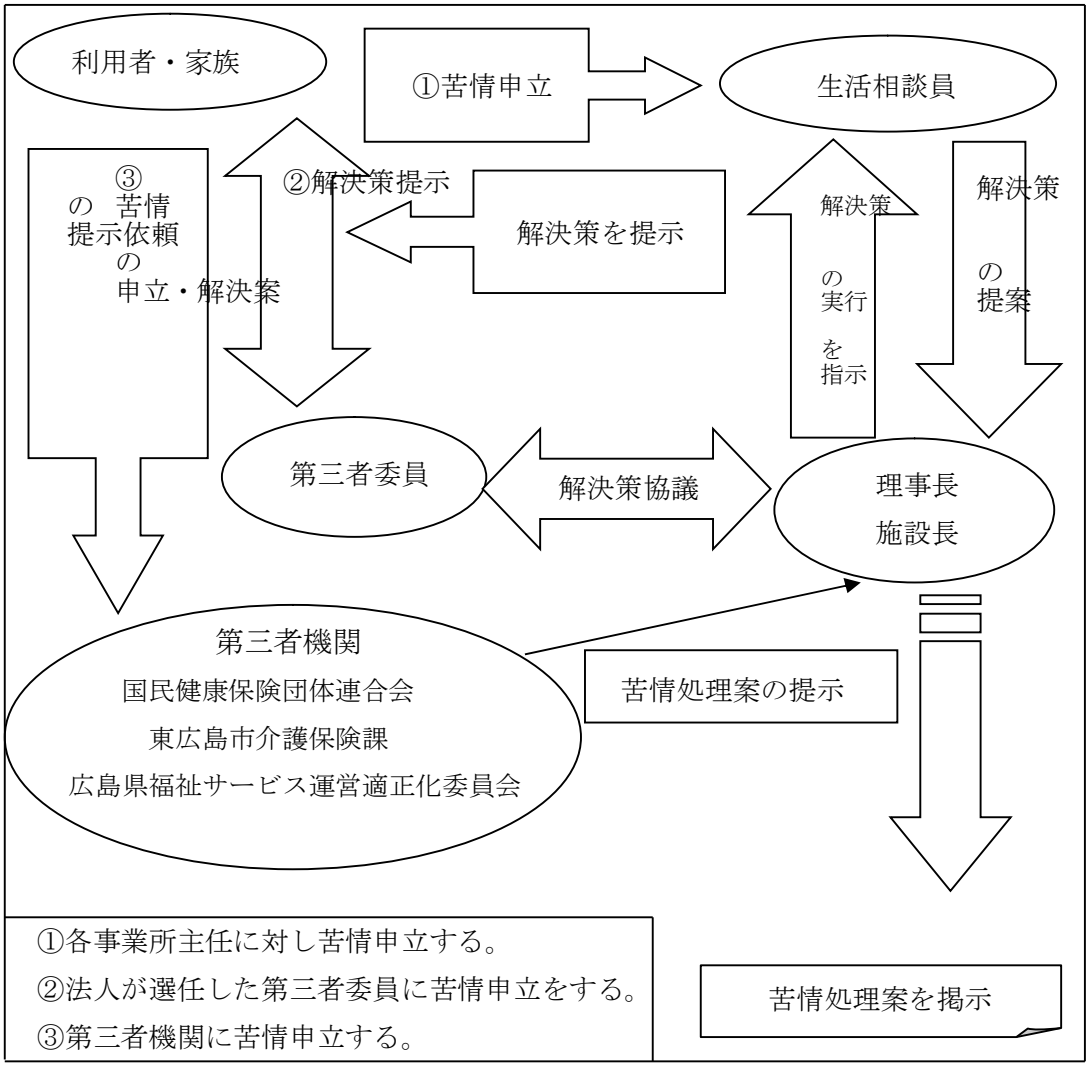

12. 事故発生時の対応

介護事故が発生した場合、まず当施設において利用者に対して可能な限りの緊急処置を行います。主治医へ連絡し、対応を尋ねる。

すみやかに管理者へ報告し、施設で対応できない場合には、利用者の主治医又は協力病院へ移送し担当医師の指示を得ます。

処理が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や家族等に誠意を持って説明し、家族の申し出についても誠実に対応します。

介護事故により施設が賠償責任を負った場合は、「賠償責任事故に関わる重要事項説明書」をもとに対応します。

利用者への処理が一通り完了した後、できるだけはやく介護事故報告書を作成します。事故の概要、利用者の状況、現在の治療、今後の見通し及び利用者等への説明した内容などを診療録に必ず記載しておきます。

介護事故や利用者が死亡するなど重大な事態が発生した場合、速やかに東広島市へ報告を行います。

事故発生防止及び再発防止のために、外部研修を受講した安全管理担当者を置きます。

施設は事故防止委員会を設置し、事故報告に基づき発生要因を分析し、再発防止策について職員に周知します。また本委員会は他の委員会と一体的に行う場合があります。

職員に対し年２回以上の研修及び新任職員に対する研修を実施します。

<table>
<tr><td colspan="4">利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
緊急連絡先に連絡いたします。</td></tr>
<tr><td>利用者の主治医</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>所属医療の名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">協力医療機関</td><td>医療機関の名称</td><td>西条中央病院</td><td>早志歯科診療所</td></tr>
<tr><td>院長名</td><td>村下　純二</td><td>柳河　友見</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td>東広島市西条昭和町 12-40</td><td>東広島市西条昭和町 13-37</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td>082-423-3050</td><td>082-423-9195</td></tr>
<tr><td>診療科</td><td>外科・内科 他</td><td>歯科</td></tr>
<tr><td>入院設備</td><td>有り</td><td>無</td></tr>
<tr><td>救急指定の有無</td><td>有り</td><td>無</td></tr>
</table>

13. 感染症及び食中毒の発生及び蔓延防止体制等

施設内において感染症及び食中毒が発生及び蔓延しないよう、次の各号の措置を講じます。

（１） 施設における感染症及び食中毒の予防や蔓延防止のための指針に沿って迅速に対応を図ります。

（２） 施設は感染委員会を設置し、委員会を必要時に開催するとともに、その結果について職員に周知します。委員会は他の委員会と一体的に行う場合があります。

（３） 職員に対し年２回以上の研修及び新任職員に対する研修を実施します。

14. 身体拘束等の適正化に向けた体制等

施設は身体拘束等の適正化に向けて次の各号に定める事項を実施します。

（１）施設は身体拘束適正化委員会を設置し以下の取り組みを行います。

・施設内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善の検討
・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討
・身体拘束を実施した場合の解除検討
・身体拘束適正化に関する職員周知
・身体拘束適正化に関する研修の企画

なお本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う場合があります。

（２）職員に対し年２回以上、身体拘束適正化に向けた研修を実施します。

（３）本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、本委員会を中心に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないことによるリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の例外三要件の全てを満たした場合のみ、本人又はご家族への説明同意を得て実施します。また拘束を行う場合はその状況について記録を行いできるかぎり早期に向け解除すべく努力します。

15. 虐待防止体制等

施設は虐待防止に向け、各号に定める事項を実施します。

（１） 施設は虐待防止委員会を設置します。

（２） 本委員会は職員への研修、虐待等の報告体制、虐待発生時の再発防止等の検討を行います。なお本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行う場合があります。

（３） 職員に対し年２回以上、虐待防止に向けた研修を実施します。

（４） 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設は速やかに市町村に報告を行い、事実確認に協力します。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、虐待防止委員会で協議し、その内容を職員に周知します。

16. 秘密の保持

（1） 通所介護事業所の従業員又は従業者であった者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。

（2） 利用者及びその家族の個人情報を、サービス担当者会議等において用いる場合は、あらかじめ利用者及びその家族から文書により同意を得ます。

17. 運営推進会議について

（1）事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。

（2）当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。

（3）「運営推進会議」の構成員は、ご利用者様、ご家族様、地域住民の代表者、市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上会議を開催します。

（4）会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告、評価、地域との意見交換、交流等を行い、運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表します。

（5）「運営推進会議」開催前に、会議の開催に関するご案内及び出席依頼を行いますので、可能な限りご出席いただきますようお願いします。

年　　月　　日

（乙）当事業者は、甲１に対する通所介護サービスの提供開始にあたり、□甲１利用者
□甲２代理人
に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

（乙）通所介護事業者

事業所所在地　　東広島市福富町久芳（くば）３４１６番地
名　　称　　社会福祉法人　福富会

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（甲）　私は、本書面に基づいて乙から上記重要事項の説明を受けました。
私は、通所介護サービスの提供開始に同意します。

〒＿＿＿＿＿＿

（甲１）利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

〒＿＿＿＿＿＿

（甲２）代理人（家族代表者）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

本人との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿